

第3回 川口市立小中学校在り方審議会
小中学校適正規模適正配置基本方針（令和8年改定版）
の基準の設定について

川口市教育委員会

前回ご審議いただいた意見（抜粋）

- ・ 児童生徒の教育条件を整えていくことに大きな意義がある
 - ・ 中学校でも35人学級になれば、クラスが増えることは現実的であり、学校規模については、現状の基準に基づいて様子を見る必要がある
 - ・ 小学校低学年の通学を考えると、通学距離などを見直す必要はある
 - ・ 地域の方の意向も十分に考えながら、通学区域を見直していくことは必要
 - ・ 小中学校は人格形成に重要な時期であることから、子ども達に配慮できるように適正規模適正配置になることを望む
 - ・ 小規模の課題がある学校では、小中一貫校などの工夫もできるのではないか
 - ・ 義務教育学校や小中一貫校などについては、子ども達の出会いもあり、保護者も小中一緒に見ることもできるので良い
 - ・ 検討を開始する基準はある程度あった方がよいことと、基準を定期的に見直していくことは必要
-

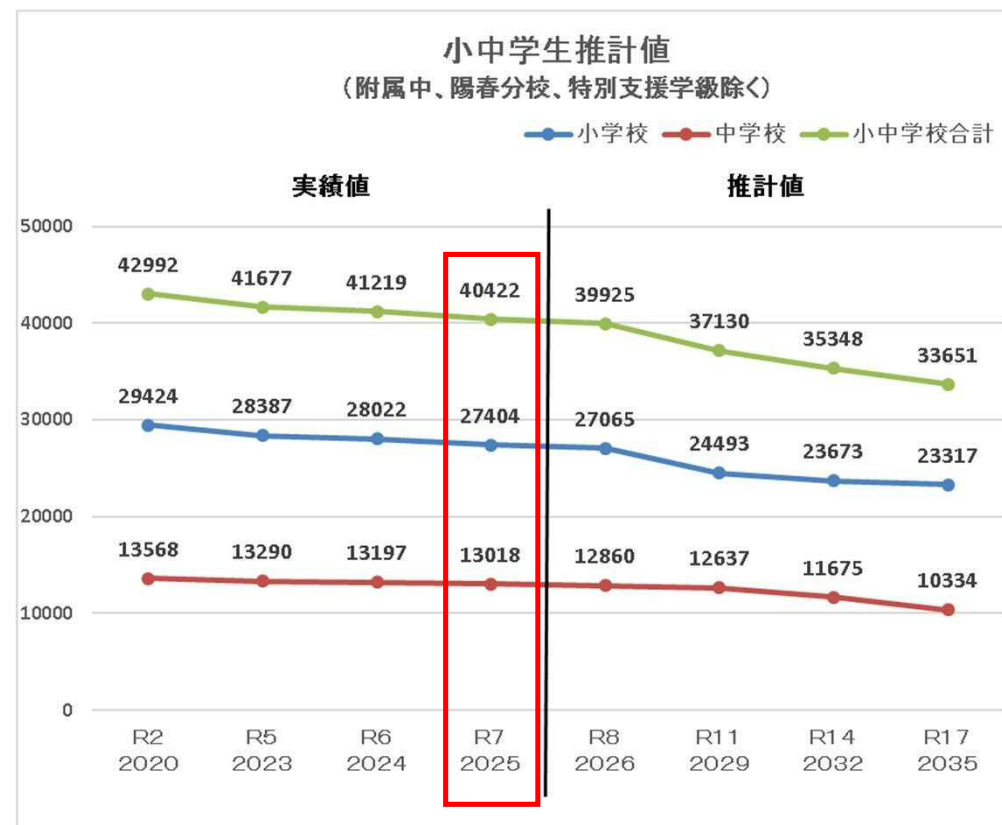
令和7年度の状況について（5月1日調査）

（1）児童生徒数 附属中、陽春分校、特別支援学級児童生徒を除く

小学校 27,404人（前年比 618人減）
中学校 13,018人（前年比 179人減）
合 計 40,422人（前年比 797人減）

令和7年度も、おおむね推計どおりの傾向が続いている

- ・ 1校あたりの平均児童生徒数
小学校 約530人（1学年あたり約90人）
中学校 約500人（1学年あたり約170人）
- ・ 外国籍児童生徒数は、前年から約320人増加
（附属中、陽春分校、特別支援学級含む）
- ・ 特別支援学級に在籍する児童生徒は、前年から約100人増加（推計値に含まれていない）



令和7年度の状況について（5月1日調査）

（2）学級数及び学校規模 ※参考資料1

附属中、陽春分校、特別支援学級児童生徒を除く

	小学校	中学校
過大規模校	0校	0校
大規模校	8校	0校
適正規模校	38校	18校
小規模校	4校	8校
過小規模校	2校	0校
市内総学級数	940学級	365学級
前年比	3学級減	6学級減
最大学級数	30学級	22学級
最小学級数	6学級	7学級
平均学級数	18.1学級	14.0学級

『川口市の小・中学校規模の分類』

区分	小学校	中学校
過大規模校	31学級以上	31学級以上
大規模校	25～30学級	25～30学級
適正規模校	12～24学級	12～24学級
小規模校	7～11学級	7～11学級
過小規模校	6学級以下	6学級以下

【小学校】

- ・学校規模の分類は、前年度と同じ数であった。
- ・大規模校及び過小規模校の学校は、前年度と同じであったが、小規模校は適正規模校との変化が1校あった。
（芝富士小が小規模→適正規模、東本郷小が適正規模→小規模）

【中学校】

- ・学校規模の分類は、数も学校も前年度と同様であった。
- ・学級数が最も少ない学校の学級数が1学級減り、7学級となった。
（仲町中）
- ・学級数が最も多い学校の学級数が前年度から1学級減り、22学級となった。（青木中、戸塚西中）

適正規模適正配置基本方針（令和８年改定版）の基準の設定について

前回の審議会の中で、適正規模適正配置基本方針の改定に向け、**今後の学校再編計画の策定を見据えた新たな基準の設定**について方向性を例示した。次頁移行、前回資料に基づき基準案を示す。

〈前回資料〉

新規に加える

- ・ 通学区域
- ・ 通学距離
- ・ その他（義務教育学校・小中一貫教育など）



(1) アイウ

現行の基準の修正

- ・ 学校規模の分類
- ・ 学校の存置を検討する基準



(2) アイウ

現行の基準から削除

- ・ 適正規模に改善するための検討を開始する基準

適正規模適正配置基本方針（令和 8 年改定版）の基準の設定について

（１）新規に加える基準

ア 通学区域について ※参考資料 2

【改定に向けた考え方】

- ・ 小学校段階における交友関係や小中連携・一貫教育の一層の充実を図る観点から、可能な限り中学校区との整合性を保てるよう考慮する。
- ・ 上記の考え方や審議会での意見等を総合的に判断し、通学区域に関する基準を示すことは必要であると考える。
- ・ 必要に応じて、通学区の変更や指定校の調整が可能な地域の設定など弾力的に検討する必要があることを考慮する。

【新基準（案）】

通学区域については、中学校区を基本に 1 中学校あたり 1 ～ 3 校程度の小学校で構成され、可能な限り小学校は同一の中学校区となることが望ましい

適正規模適正配置基本方針（令和８年改定版）の基準の設定について

（１）新規に加える基準

イ 通学距離・時間について

【改定に向けた考え方】

- ・本市の小学校は、通学班による集団登校を行う学校が大多数を占めており、低学年～高学年が集団で登校していることから、特に小学校低学年に合わせた配慮が必要であると考ええる。
- ・中学校では、徒歩による個人登校が基本であるが、一部学区が広範囲に及ぶ学校においては、各学校において地区や距離を定めて自転車通学を許可している学校があることにも配慮する必要があると考ええる。
- ・児童生徒の登下校時の安全を考慮し、通学時間についても考慮する。（国の基準は「おおむね１時間以内」）
- ・近隣自治体や県内中核市等の状況も踏まえ、通学距離・時間に関する基準を示すことは妥当であると考ええる。

【新基準（案）】

- ・通学時間は、おおむね３０分以内で登校できる範囲が望ましい
- ・通学距離については、小学校はおおむね１.５ｋｍ以内、中学校はおおむね２.０ｋｍ以内（自宅から学校までの直線距離）を基本範囲とする
- ・中学校については、距離の基準を超える場合には、各学校において安全対策を十分に行い、自転車による通学なども工夫することが望ましい

適正規模適正配置基本方針（令和８年改定版）の基準の設定について

（１）新規に加える基準

ウ その他（特別支援教育・外国籍児童生徒について）

【改定に向けた考え方】

児童生徒数総数が減少する中、特別支援学級に在籍する児童生徒数や外国籍児童生徒数は増加しており、併せて必要な教室数も増えている状況である。今後の本市の適正規模適正配置において特別支援教育や外国籍児童生徒における視点は、さらに重要性が増すことが考えられることから、適正規模適正配置の考え方の一つとして示していく。

【考慮すべき事項】

- ・ 設置校や拠点校の配置
- ・ 教室数、指導教員の確保
- ・ 通学等の安全指導

【課題】

- ・ 人口推計（市内諸計画との連動）
- ・ 地域による人数格差の一層の拡大

適正規模適正配置基本方針（令和 8 年改定版）の基準の設定について

（１）新規に加える基準

ウ その他（学校の施設更新及び公共施設との複合化等について）

【改定に向けた考え方】

今回の改定において、学校施設の老朽化に向けた対応は児童生徒数の減少と並ぶ大きな課題であると考えており、改定版の基本方針と学校の改修計画等との整合性を図っていくことは不可欠であることから、適正規模適正配置の考え方の一つとして示していく。

【設置の利点】

- ・ 施設の有効活用
学校施設と公共施設の複合化により、共用スペースや専用スペースを考慮しながら有効活用が可能となる
- ・ 地域の活性化
児童生徒数の推移と施設の活用状況に応じて、複合施設の形態を柔軟に変化できるようにすることで、時代と地域のニーズに応じた機能の転用が可能となる
例：A棟…学校としての機能を継続
B棟…学校の機能から公民館の機能へ
C棟…公民館としての機能を継続

【課題】

- ・ 複合施設の更新時期との共有・連動
- ・ 施設更新中の学習保障
（仮校舎、体育施設の使用等）
- ・ 異年齢集団による安全・防犯対策

適正規模適正配置基本方針（令和 8 年改定版）の基準の設定について

（１）新規に加える基準

ウ その他（小中連携・一貫教育について） ※参考資料 3

【改定に向けた考え方】

前回の審議においても、児童生徒や保護者にとって義務教育学校を含めた小中連携・一貫教育の推進については、前向きなご意見をいただいた。教育委員会としても、今後の適正規模適正配置において重要な考え方の一つであると捉えている。このことから、改定版の基本方針では、小中連携・一貫教育に関する考え方を示すとともに、学校規模の基準に義務教育学校の学校規模を追加していく。

【設置の利点】

- ・教育の質の向上
学校教育目標や目指す学校像を共有することで、9年間の学びが継続され、より教育効果の高い学習環境が可能になる
- ・不登校の解消（中1ギャップの緩和・解消）
中学校の入学期におけるストレスの軽減を図り、子ども達が安心できる組織体制を整備する
- ・教職員の資質向上
他校種の教員集団が集まることにより、発達段階に応じた専門的・多面的な指導方法を共有できる

【課題】

- ・他校種間の組織文化や教育課程の違い
- ・必要教員数の確保
- ・建物の構造上の課題 等

義務教育学校の在籍児童生徒数（全学年35人学級）

	最小		最大
18学級（1学年2学級規模）	324人	～	630人
27学級（1学年3学級規模）	639人	～	945人
36学級（1学年4学級規模）	954人	～	1260人

適正規模適正配置基本方針（令和 8 年改定版）の基準の設定について

（２）現行基準の修正・削除

ア 学校規模の分類について

【改定に向けた考え方】

- ・ 令和 7 年度 4 月 1 日時点において、小学校 1 校あたりの平均学級数が国の基準の上限である 18 学級と同数であり、国の基準を上回る規模の学校が多いことを考慮する必要がある。
- ・ 中学校については、令和 8 年度以降、段階的に 35 人学級が実施された場合、市内全体で 10 % 程度の学級数（1 校あたり 1 ～ 2 学級）の増加が見込まれる。また、現行基準から考えた場合、学校規模に大幅な変化は見られないことが想定される。
- ・ 小中学校ともに、今後、学校の統廃合等が行われた場合は、1 校あたりのクラス数の増加が想定される。
- ・ 義務教育学校の学校規模については、国の基準である 18 ～ 27 学級（1 学年あたり 2 ～ 3 学級）を基本に、本市においては、前期課程（小学校）段階からの教科担任制の充実等を考慮し、上限の引き上げが必要であると考えます。

【新基準（案）】

- ・ 小学校、中学校ともに現行方針と同様の「12 ～ 24 学級」を適正規模とし、その他の学校規模についても、現行同様の規模とする
- ・ 義務教育学校は「18 ～ 36 学級」（1 学年 2 ～ 4 学級）を適正規模とする

適正規模適正配置基本方針（令和 8 年改定版）の基準の設定について

（２）現行基準の修正・削除

イ 学校の存置を検討する基準

ウ 適正規模に改善するための検討を開始する基準

【改定に向けた考え方】

- ・ 前回の審議の中で、適正規模に改善するための検討はある程度あった方がよいというご意見をいただいたことを踏まえ、基準に達した時点で直ちに統廃合に係る検討は開始せず、推移を見定めて改善に向けた検討が行える期間を設定していく必要がある。
- ・ 今後の市全域の学校再編を視野に入れながらも、学校が地域のコミュニティの拠点となることを認識し、統廃合等については慎重かつ丁寧な検討が必要であることを考慮する。

【新基準（案）】

小学校、中学校共通

- ・ 過小規模（６学級以下）の状態が２年継続し、翌年度以降も予測される場合

適正規模適正配置基本方針（令和８年改定版）の基準の設定について【まとめ】

(案) 新規に加える基準	通学区域 ・通学区域については、中学校区を基本に1中学校あたり1～3校程度の小学校で構成され、可能な限り小学校は同一の中学校区となることが望ましい 通学距離 ・通学時間は、おおむね30分以内で登校できる範囲が望ましい ・通学距離については、小学校はおおむね1.5km以内、中学校はおおむね2.0km以内（自宅から学校までの直線距離）を基本範囲とする ・中学校については、距離の基準を超える場合には、各学校において安全対策を十分に行い、自転車による通学なども工夫することが望ましい その他 ○特別支援教育・外国籍児童生徒について ○学校の施設更新及び公共施設との複合化等について ○小中連携・一貫教育について ○指定校の調整が可能な地域の設定、通学区の変更等について 考え方の一つとして 文言等により整理する																		
現行基準の修正・削除	学校規模の分類 ・小学校、中学校ともに現行方針と同様の「12～24学級」を適正規模とし、その他の学校規模についても、現行同様の規模とする ・義務教育学校については「18～36学級」（1学年2～4学級）を適正規模とする 学校の存置を検討する基準 小学校、中学校共通 ・過小規模（6学級以下）の状態が2年継続し、翌年度以降も予測される場合 『川口市の小・中学校規模の分類』 <table><tr><th>区分</th><th>小学校</th><th>中学校</th></tr><tr><td>過大規模校</td><td>31学級以上</td><td>31学級以上</td></tr><tr><td>大規模校</td><td>25～30学級</td><td>25～30学級</td></tr><tr><td>適正規模校</td><td>12～24学級</td><td>12～24学級</td></tr><tr><td>小規模校</td><td>7～11学級</td><td>7～11学級</td></tr><tr><td>過小規模校</td><td>6学級以下</td><td>6学級以下</td></tr></table>	区分	小学校	中学校	過大規模校	31学級以上	31学級以上	大規模校	25～30学級	25～30学級	適正規模校	12～24学級	12～24学級	小規模校	7～11学級	7～11学級	過小規模校	6学級以下	6学級以下
区分	小学校	中学校																	
過大規模校	31学級以上	31学級以上																	
大規模校	25～30学級	25～30学級																	
適正規模校	12～24学級	12～24学級																	
小規模校	7～11学級	7～11学級																	
過小規模校	6学級以下	6学級以下																	